

## (仮称) 宇都宮市空き家等に関する条例（骨子素案）に関するパブリックコメントについて

### 1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 25 年 12 月 2 日 ～ 12 月 27 日 まで
- (2) 意見の応募者数 3 名 (男性 2 人, 女性 1 人)  
意見数 6 件
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数	2	1				3

### 2 意見の処理状況

区分	処 理 区 分	数
A	意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は、骨子素案に盛り込み済みと考えるもの	5
C	条例案の参考とするもの	
D	条例案に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	1
	計	6

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	空き家通報制度を確立すること。	B	空き家等に係る情報収集については、市民から情報提供が求められるよう、本条例に「市民等の役割」において盛り込んでおります。
2	市民より通報があった場合は市として速やかに対処できる部署を設けること。	E	空き家等の問題は、防犯、環境、衛生など多岐に渡ることから、庁内関係部署における連携が必要であるため、本年度より、相談窓口の一本化や庁内における情報の共有化を図るなどの対応を図っておりますが、条例制定後も引き続き、迅速な対処に努めてまいります。
3	強風等によりトタン板などが飛ぶ非常に危険な場合には対応を迅速に行うこと。	B	空き家は個人の所有物であることから、老朽した空き家に管理不全な状態があつて、トタン屋根が飛散又は庭木等の倒木等により他人に損害を与えたときは、その空き家の所有者や管理者が損害賠償の責任を負うこととなります。 本市では、そのような状態にならないよう指導等を行っておりますが、空き家等が危険な状態となり、指導等を行う時間的余裕がなく、そのまま放置すれば市民等に甚大な被害が生じることが明らかである場合、必要最小限の範囲で行政が危険を回避することができるよう、本条例に「緊急措置」を盛り込んでおります。

4	<p>空き家や空き地については、きちんと管理をしないと雑草が伸び放題になったり、庭木であれば枝が隣の家や道路にはみ出すなど、地域にとって大変に迷惑となるので、その持ち主が責任を持って定期的に管理を行うよう、条例にしっかりと明記してもらいたい。</p>	B	<p>空き家等はいくまで個人の所有物であり、所有者の負担と責任において管理を行うことが原則であることから、所有者等による適正な自己管理を促すことができるよう本条例に「所有者等の責務」を盛り込んでおります。</p>
5	<p>誰かが住んでいた住宅以外にも、例えば、やめてしまった工場などには、建物の中にも子どもが入り込んでしまう恐れなどもあることから、防犯対策としても対応して欲しい。</p>	B	<p>本市においては、戸建の住宅のみならず、集合住宅や使用されなくなった工場においても、扉等が施錠されていないことで出入りが自由な状態であり、不審者の侵入や放火などが心配だというご相談をいただいております。</p> <p>このような状況を踏まえ、工場なども含め、周辺に迷惑を及ぼし、公共の観点から対策が必要と認められる空き家等を本条例において対象としております。</p>
6	<p>自分が住んでいる地域では、自治会の方たちが中心となって、空き家の現場を確認したり、持ち主に話をして庭木を切ったりしてくれていますので、このような地域の方たちの活動を支援する様な内容をお願いします。</p>	B	<p>空き家等対策において、地域による自主的な取組は、空き家等を管理不全な状態としない有効な対策であると認識しております。</p> <p>このような中、ご意見のとおり、一部地域においては独自に空き家等対策に取り組まれている地域もあることから、市民同士の連携・協力により、市内全域で自主的な地域による活動が取り組まれるよう、本条例に「市民等の役割」として盛り込んでおります。</p> <p>また、そのような活動に対しては、行政が必要な支援を行うことを「市の責務」として盛り込んでおります。</p>